

居宅介護支援事業所 一晃
運 営 規 程

社会福祉法人 寿宝会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人寿宝会が開設する居宅介護支援事業所一晃(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援事業所一晃
- ② 所在地 豊川市御津町赤根山田12番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 主任介護支援専門員 1名以上
指定居宅介護支援の提供及び、他の介護支援専門員への助言、指導に当たる。
- ③ 介護支援専門員 5名以上
指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日、及び12月29日から1月3日までは除く。
- ② 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内又は自宅、その他必要と認められる場所
- ② 使用する課題分析票の種類 包括的自立支援プログラム、MDS-HC方式又は居宅サービス計画ガイドライン
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内又は自宅、その他必要と認められる場所
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊川市全域、蒲郡市全域、豊橋市(梅藪町、梅藪西町、西浜町、日色野町、前芝町)の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、下記の通り改定。

平成12年5月22日	職員の職種、員数及び勤務内容の変更
平成14年11月1日	実施地域外交通費削除、営業日、通常の事業の実施区域の変更
平成14年12月1日	職員の勤務形態記載
平成17年10月1日	職員の勤務形態
平成18年 4月1日	職員の勤務形態、法改定に伴い改正
平成20年2月15日	市町村合併に伴う住所表記の変更
平成21年 4月1日	職員の員数の変更
平成22年10月1日	職員の員数の変更
平成25年 4月1日	職員の員数の変更
平成25年 6月1日	職員の員数の変更
平成25年11月19日	通常の実施区域の変更
平成26年 7月 1日	職員の員数の変更
平成27年 5月 1日	利用者の相談を受ける場所、サービス担当者会議の開催場所、通常の実施区域の変更
平成27年11月 2日	職員の員数の変更
平成28年 7月 1日	職員の員数の変更
平成28年 7月21日	職員の員数の変更
平成28年11月 1日	職員の員数の変更
平成29年 6月 1日	職員の員数、通常の実施区域の変更
平成29年12月 1日	職員の員数の変更
平成31年 2月 1日	職員の員数の変更
平成31年 4月 1日	職員の員数の変更
令和 2年 6月21日	職員の員数の変更
令和 2年 6月29日	職員の員数の変更
令和 3年10月 1日	通常の実施区域の変更、虐待防止に関する事項
令和 4年 5月 1日	職員の員数の変更
令和 4年 5月 9日	職員の員数の変更

令和 5年 7月 1日 職員の員数の変更
令和 6年 4月 1日 職員の員数の変更